

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から56年8月まで

私は、昭和54年9月に会社を退職して結婚した後、A市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

年金記録では、昭和54年9月に加入した後、保険料が未納のまま同年10月で脱退し、B市に転居した56年9月に再度加入して、保険料を納付したになっているが、A市においても保険料を納付しており、国民年金を脱退したことは無く、年金手帳にも脱退した記載は無い。

申立期間が保険料の未納期間及び国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の主張どおり、結婚後の昭和54年10月頃にA市において払い出されたことが国民年金番号払出表及び国民年金受付処理簿により確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人は、昭和54年10月31日に資格喪失し、B市への転居後の56年9月24日に再度、任意加入したとされているが、手帳記号番号の払出時点で、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は任意加入被保険者となる時期に国民年金の加入手続を行ったことになり、その1か月後に資格喪失手続を行うことは不自然である。

加えて、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立人が会社を退職した昭和54年9月15日に強制加入被保険者として資格取得した後、結婚後の同年10月4日から第3号被保険者となった61年4月1日までの間は

引き続いた任意加入被保険者の期間であることが、申立人が申立期間後に転居したB市において記載されていることから、当該記載時点では、上記資格喪失に係る記録は無かったと考えられ、申立人の記録管理に不備があった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで

私の両親は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和43年2月20日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であること、申立人の保険料を納付していたとする両親のうち、父親は、5年年金を完納し、母親は、当初納付していなかった36年4月から38年3月までの保険料を第1回特例納付により遡って納付したことを含め、60歳までの保険料を完納しており、申立人の両親が申立期間の保険料を遡って納付したとも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年9月までの期間、14年9月から同年11月までの期間、15年2月から16年8月までの期間、18年7月、同年8月及び同年12月から19年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年4月から同年9月まで
② 平成14年9月から同年11月まで
③ 平成15年2月から16年8月まで
④ 平成18年7月から同年8月まで
⑤ 平成18年12月から19年6月まで

国民年金保険料を納付していない期間については、免除手続を行ったはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していない期間については、免除手続を行ったはずであるとしているが、それぞれの申立期間についての免除手続を行った時期の記憶が明確でない。

また、申立期間④及び⑤については、オンライン記録から、A社会保険事務所（当時）が平成20年7月8日に未納保険料の納付督促を行い、申立人が分割して納付することを確約したことが確認できることから、当該時点で、当該期間は保険料の未納期間であったと考えられること、申立期間は5か所と多く、特に申立期間③は19か月あり、免除申請の回数は3回となるが、申立人について、行政の記録誤りがこれほど続いたとは考え難く、全ての申立期間は基礎年金番号が導入された9年1月以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低いことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年1月まで

私が高校卒業後に入社した会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、私が20歳になった時に、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いた。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする父親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳になった時に父親が加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が会社を退職して国民年金に任意加入した昭和52年9月22日に払い出されており、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を見たことがないとしており、申立期間の国民年金受付処理簿の縦覧調査によっても、申立人の氏名は確認できず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 11 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 27 年 6 月 1 日となっているが、年金加入記録回答票に対する B 年金事務所からの回答文書には、「9 月の保険料は 10 月に支払われた給与から控除されている。」と記載されていることから、同年 6 月分の「給与金支給明細表」に控除されたことが記載されている「厚生保険料」は同年 5 月分の厚生年金保険料であると思う。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与金支給明細表及び昭和 27 年分源泉徴収票から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 27 年 6 月分の給与金支給明細表に控除されたことが記載されている『厚生保険料』は、同年 5 月分の厚生年金保険料であると思う。」と主張しているところ、A社の元事業主は、申立人から本申立て以前にあった同事業所における資格喪失日の相違に係る別の申立てに際し、「保険料の控除方法は当月控除で、長い間そうしていたと思う。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員のうち、申立人が氏名を記憶している元同僚 2 人を含む 13 人に照会したところ、

回答が得られた9人のうちの2人は、同社において厚生年金保険に加入したその月の給与から保険料が控除され始めたと回答している（ほかの7人は、覚えていない又は無回答）。

これらのことから、申立人が所持する昭和27年6月分の給与金支給明細表に記載されている「厚生保険料」は、同年6月の厚生年金保険料であると推認できる。

さらに、B年金事務所は、申立人に対し、「9月の保険料は10月に支払われた給与から控除されている。」と回答したことについて、「保険料は、一般的に翌月控除なので、そのように回答したと思われる。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 16 日から 41 年 10 月 1 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、脱退手当金支払金額が、自身が記憶している金額よりも高額となっていることが分かった。

その後、改めて年金事務所で記録を確認したところ、A社とB事業所に勤務した厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されていることが判明した。

私は、A社を退職した6か月後ぐらいに同社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金として2,200円ないし2,300円を受け取ったと記憶しており、B事業所の被保険者期間と合わせて脱退手当金を受け取った記憶は無い。

申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を、同社を退職した6か月後ぐらいに受け取ったが、B事業所の被保険者期間に係る脱退手当金は受け取っていない。」と主張しているが、オンライン記録によれば、A社及びB事業所の厚生年金保険被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理され、脱退手当金の支給額は両事業所の被保険者期間を基礎として誤りなく計算されており、同事業所における被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和42年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が脱退手当金を受給したことを認めている時期は、被保険者番

号は異なっているものの、申立人がほかの事業所において厚生年金保険に加入していたことから、本来、脱退手当金を受給できない時期である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと言うほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。